管理	コード 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由の	措置 措置 の分 の内 類 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見 分	措置の「措置の 類」の内容」の 記直し 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の「措置 分類」の 内容 再見直 再見	の タロルニルこの下り分割再味にサナス回答	デロジェクト名 管提理案 番事号項	E体名 都道府	制度の所管・ 関係官庁
100	市民農園法にお る市民農園経営 体の制限の一部が 除	に関する農地法等	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する 法律に基づく特定農地貸付けを実施できる者は、地 方公共団体及び農業協同組合に限定されていたが、 平成17年9月1日より、それ以外の者も特定農地貸付 けを実施することが可能となっている。	市民農園法は 市民農園の 経営主体すなわち農地を小 医園して一般市民に貸し出す ことができる者を公共機関か 農業協同組合に制限してい る。かかる頻繁を政守指定都 市あよい各県の に 原立して撤廃して欲しい。		E	特定廃地貸付けに関する廃地法の特例に関する法律に基づく 定廃地貸付けを実施できる者は、地方公共団体及び廃棄協同組 合に限定されていたが、平成17年9月1日より、それ以外の者も 特定廃地貸付けを実施することが可能となっている。	地方公共団体 及び農業体の 発業体協者 が市民長速国を開 の能と考えてよい か。		D	貴見のとおり。			D -		1 0 0 1 0 1 0	岡山県	農林水産省
100	農地の転用許可 おける一部要件制 和	是地法第3条、第 5条	耕作目的で悪地の権利設定等をしようとする場合 には産地法第3条の許可、転用目的で最地の権利 定等をしようとする場合には第5条の許可が必要。	ついては農地法5条により規 制され 厳しい運用がなされ でいる。この許可を 小規模 農地付住宅への転用につい では緩和した要件で適用す	食料は国家にとって戦略物資であり一定以上の自給率はなんとしても確保しなければならない、しかし日本の魚作物は商品としては価格が高すぎて輸入農産機能は太力打ちできない。それは商品としての体観かでなく自然自己というには高格が高すぎている人産を受ける。また自然自足いというの場所を表しての体観かでなく自然自足品としてとらえなおすことが必要となる。また自然自足いハルの小規模未来をでもそれで入りが多数存在すれば、ノウハツの部様を左近げるやさらに甲末の自然を上げる布むこれもな。一方で健康あるいは干がの最近の生活の保護のために、他に職業をとかつも、自分の文へものがらいは自分で作る土地をと上げる布むこれとなっ。力で健康からいに対すである。このような小規模農業を宣むには20もあれば十分であるい、このような小規模農業を宣むには20もあれば十分であるが、このような小規模農業を宣むには20もあれば十分であるが、このような小規模農業を宣むには20もあれば十分であるが、このような小規模農業を宣むには20もあれば十分であるが、このような小規模農業を宣むには20もあれば十分であるが、このような小規模農業を宣むには20もあれば十分である。他かに農物を指検できるのでも分か、自然を持続したいましまできるが、借地は返還を前提とするので自分のやけたいまうに農業を持つことに対してある。他かに最終を持続さる。では単価が高くなりすぎるし、規令部を放金を持たした。と地に上海を送りする。では単価が高くなりまである。と地で上海を送して残ることも簡単にを表しましまれば、法と現実の空間を埋めることができる。但様業に農業が営まれるように集りの関係として残ることも簡単に対しまれば、というの場といまが生まれば、大きないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	C	農地法第3条の許可は、不耕作目的での農地取得を防止し、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されるためのものであり、那条条の許可は、無業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良な農地を確保し、併せて計画的な土地利用と調整ではくためむのである。このように第3条と第5条の許可の趣管が異なっていることから、小規模農地付き宅地にいう独自類型を設定し、両方の手続きを一本化することは困難である。また、農地は第5条の許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、億良農地を確保するとし、住宅、工場等の無秩序な立地による産業環境の悪化をかなから、大きに、農地の場象上の土地利用が合理的「行われるようにするための必要低限のものであり、基準を緩和することは認められない。なお、市街に区域内にある農地の場合には、あらかしめ農業受食への面出と行うことにより、転用が可能となっている。また、耕作目的で悪地を取得する際の下限面積50点については、10点でで1歳、10点で1時である。また、耕作目的で悪地を取得する際の下限面積50点については、10点で1度が関係の大きな地が、大きなの事態がある。ともに、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく、中の種では、かっ、計算部が現に耕作されている、から現代には影響がありませい地が、から、大きない場合と認め、から、大きない。大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、	地」というというというというというというというというというというというというというと	ご回答ありがとうございます。耕作目的で農地を取得する際の下限面積50alこついては10aまで引き下げることが可能であるとのことですが、その根拠法令・通達およびよりである。	с –	- 農地法施行規則第三条の四 通知は、以下のものを参照されたい。 - 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法 律の運用について(平成17年9月1日付け17経営	歴地法上、「小規模機 地付き宅地」という独 自類配を設定し、農地 転用の許可対象とし様 もよう要件を緩和しな で計画によっている。 前間における下限面 の書で引きならよういである。 が可能のであるならは が同じなりである。 が一である。 が一でなり、 がしなり、 がしなり、 がしなり、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして		D -	知事が定める別段の面積(10a以上)以上であり、かつ、その他の最他法第3条第2項に規定する要件を満たした場合は、可能である。	1 0 0 1 0 個人	岡山県	農林水産省
100	農地の権利取得の事業に すべき無性に係 の30 下限面積要件の 例設定基準の弾 化	象 農地法第3条第2 項第5項及び農地 時 法施行規則第3条 り の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。この知事が設定する別段の面積については、平均程置規模の小さ本地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引きでけることが可能となっている。また、特定農地資付けに関する農地法等の特例に関する法律における農地の資付けは、10a未満での面積で5年以内としている。	る農地の合計面積に係る下 限面積要件を、1アール以上 でより地域の実情に応じて設 定出来るようにする。	展地の下限面積要件を大幅に緩和することで、小面積でも自前の農地を 所有することを可能にすることにより、野菓づくりや果樹園栽培を通じて、 団境世代や元気な熱年世代のセカンドライフの健康生きがいづくりをす る。 若た、特に地方出身者の多い大都市である大阪の近郊で小規模の農地を 所有することは、地方出身者の第2の故郷づくりの基礎をつくるとともに、 週末に気軽に子や孫を呼び、自然との共生で働く高びを伝えるなど社会 教育にも位立ち、また農木宮、厚生名や国文名が推要する都市と農村の 共生ブロジエクトにも合致すると考える。 一方で農水名の調査子ワケートによると、50歳以上の約3人に2人の方が は貴麗陶等の制査子ワケートによると、50歳以上の約3人に2人の方が は貴麗陶等の制度を利用するしかない。しか、夏農園は1年契約制であ ることから果樹など多年生直物の栽培や、土づくりや肥料など、長期的な 新作計画に多く場件ができない。また、貴集園の年間植地料え品額であ り、収穫作物より高くつくのが現状である。このように、農業に取り組みた い人で小規模との所有の一ズは高いと考える。 また、農地所有者も接続者不足が問題となっており、農地を相核した者も 無業を続けられない場合も多い、また。農地配名がより、またの土地を紹介しまるとしても購入者 が見つからない、あるいは質質するにも権利や手続等の理由から消極的 になりがかてある。このような理由から、現在耕作を業を多りにある。 はといる。 以上のように、市民の一一ズや島地所有者の事情を抽業し、外規板を農地で農業をすることを可能にするため、農地取得の下限面積要件の緩和 は必要であると考える。	С	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規 根農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効 率的に農地を利用できる者が無効の権利を取得できるように誘導 することを目的に許可制を採っている。 許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として 50以上となることを要件「原面積要件」といるが、平均経営 規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知 事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることが可能となってい る。 しかしながら、下限面積要件を1aまで緩和できるように措置する ことは、零細で非効率な農地利用を招くことから、認めることはできない。	右提案者意見を 踏まえ再度回答 されたい。	提案の趣旨は、農業で自立することを目的とするのではなく、農業に興味を持つ団境 世代や熱年は、家族に見味を持つ団境 出滑費する程度の最大を存む、一般を存む、一般を存む、一般を存む。 したいる。その為には、13から数程度の最大を目的としている。その為には、13から数程度の最大を10分と、10歳以上の最後である。また、資業園では制度として下いる。とかり、10歳以上の機関では制度として下記載したとおりである。以上の機業の企働ではある。とかり、10歳以上の機工の地域では一般である。以上の機工の地域では一般である。以上の機工の地域では一般である。以上の機工の地域では一般である。以上の機工の地域では一般である。以上の機工のは一般では一般である。というは、10歳に、10歳に、10歳に、10歳に、10歳に、10歳に、10歳に、10歳に	c –	展地は、農業生産における最も重要な基盤の一つであり、国民全体への食料の安定的な供給を図る観点から農地を適正かつ効率的に利用して農業経営を行う者が維助を取得できるように「まる姿勢があることから、下陸両春年有する者の範囲、統計上の農業の農業等を選手え、都道府県知事の判断で10aまで引き下げられることしているところある。このため、下限面積要件を1aまで緩却することはできないが、特定患地質付法基が、患地質行のよっては、制度的には、10a未満の農地を5年を超えない貸付けが可能である。	右提案者意見を踏まえ 再度回答されたい。	今回は特区で、農地法の下限面 請要件の特例設定基準の弾力 緩和がなぜ必要か、私の体験や 規解等をまとかれる真意と未 来の子孫が安心して食を活が比 をまためて、ご意見として申し上(ます。(別紙資料)	с —	農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって材かて重要な経営基盤であり、業実資源としての農地の有効利用を促進するため、適正かつ効果的に農地を利用できるが最齢の権利を政制できるようにする必要があると考えている。	1 0 0 7 0 1 0	鹿児島	県農林水産省
100	河川敷において代 物栽培可能とする 要件緩和	· 農地法第3条第1 項	歴地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、資権、使用資借による権利、資情権若しなはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若が無業委員会の許可を受けなければならない。(農地法第3条第1項)	人と地域を再生する「菜の花 プロジェクト」を一般河川の河 川敷にて展開し、菜種を収穫 出来る様、要件緩和を求め る。	本プロジェクトの目的は、 「価後の母なる声田川と「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として築いる。 ②使い終わった天ぶら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大 恢汚逸対策。 ③薬の花をいっぱい地元で花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる 報光振風と理解教育。 ④水耕田や放置された畑を活用して、地産地浦の推進と食料自給率の向 島が地乗環地を設定された畑を活用して、地産地浦の推進と食料自給率の向 の副金とコニューティゼジネス厚の。 の地域は多金土地域通貨制造による環境活動等への支援。 ⑦世域3000	D	農地法では、河川敷は、通常の農地と同様に扱っており、特別な 要件を課しているわけではない。 なお、河川区域内の原地以外の土地を、当該占用許可等を受け た後に最地に開墾する場合には、農地法第3条第1項の許可は不 要である。			D				D -		1 BINGO葉の花 2 プロジェクト 0 5 0	広島県	農林水産省国土交通省
100	良質な菜の花栽 可能とする為に菜 種の配布を可能 する要件緩和	種苗法第20条第	登録品種の種子を育成者の許可を得ることなく、他 人に配布することは、有價、無價を問わずできない。	エルシン酸を含まない.菜種「ななしきぶ」を無料配布出来 る様、要件緩和を求める。	本プロジェクトの目的は、 ①備後の母なる声田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として筋らせる。 ②使し終わった天ぶら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気 5条分割策。 ③薬の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。 ④体耕田や放置された畑を活用して、地産地清の推進と食料自給率の向上。 ⑤1世球環境や私たちの未来に配慮している分」=「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニティビジネス育成。 ⑥地域基金と地域通貨制造による環境活動等への支援。 ⑦仕民や集・教育機関・各自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型独会」実現。 『表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	С	育成者権者の許可を得ることなく、種子を配布し、自由に当該品種の栽培が行われることとなれば、育成者が品種開発等に要した費用を回収することができず、新たな品種開発を行うことができなくなる、「ななしきぶ」の育成者権は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が有しており、許諾の要請があれば対応している。			С				С —		8INGO葉の花 プロジェクト 0 7 7 0	広島県	農林水産省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 措置 の分 の内 類 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の「措置の 分類」の 内容」の 見直し 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の「措置の 分類」の 内容」の 再見直 し		プロジェクト名	管提 理案 番事 号項	体名 都道府県	制度の所管・ 関係官庁
100060	に基づくオリーブ油 原材料名表示基準	十三第1号、第2 号	食用ナリーブ油の原材料名は、食用植物油脂品 表示基準により、「食用オリーブ油」と記載することと なっている。 なお、原材料名の次に搭配を付して「食用オリーブ 油(ナリーブ果実(小豆島産))」と表示することは可能である。	ることとされているが、小豆島 産のオリーブ果実から採油し たオリーブ油にあっては、そ	小豆島産のオリーブ果実から採油したオリーブ油については、原材料表示を現状に合わせてドナープ果実上することによって、消費者への適切に無機が大き目指す。たり、原発者、上途記することによって消費者、おき地域を担保を目指す。大きな、果実から深辺した。シーケンな、シュース)で、最高力・大きなののでは、大型名は、果実から深辺した。シーケンなから、一定のは、大型名は、大型のでは、大型を表しますが、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型では、大型のでは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型	C	食用植物油脂については、原料(オリーブ油についてはオリーブ 果実がから一貫して製造している場合と、原料から搾った原油を携 入して製造している場合がある。このため、食用物や搾った原油を携 入上で製造している場合がある。このため、食用物神油脂品質素 承基準では、オリーブ油について、製造が起しかからず、原材 料名を禁しては、オリーブ場にと記載することしており、プ リーブ果実(小豆魚溶)」と記載することとしており、プ リーブ果実(小豆魚溶)」と記載することとはありたもない。 たり、食用オリーブ油をパイリーブ果実(小豆製金)」と表 ますることは可能である。また、品質表示基準に基づく養養表示 とは別の任意の表示として、「小豆魚のオリーブ油である」 とは別の任意の表示として、「小豆魚のオリーブ油である」旨の表示を容器又は色装に記載することも 可能である。	右提案者意見を 診まえ、今の見 直に時期を明ら かいにされたい。	食用オリーブ油の原材料に オリーブ連要とオリーブ原油 があるが、日本におけるオ リーブ製造枠枠の地である 小豆島では、島で収穫された果実のみを使用し、採油 方法にもこだわりを持ったが 大き、日本のよりを使用している中、結 豊都とは、現状にしている中、対 費者にして耳に必要な情 報とは、現状にからない。 新春と考えるため、木豆原 材料とした製品については、 義務表示解のが料料を はった。 大力のでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインでは、 は、 サインドルでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	С	食用植物油脂については、原料(オリーブ油についてはオリーブ果実)から一貫して製造している場合 がある。このため、食用植物油脂品質素不基準では、オリーブ油について、製造方法にかかわらず、成材料名を統一して「食用オリーブ油」と記載することとしており、オリーブ車と「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大			c –			1 0 2 5 0 1 0	町 香川県	農林水產省
100070	農地を養観池にする際の転用の緩和	辰地法第4余、第	農地を農地以外のものにする場合又は農地を 農地以外のものにするために所有権等の権利設 定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可 (4 h a 起の場合には農林水産大臣の許可) が 必要。	場合、農地としての利用と同	課題 ・少子高齢化、過疎化により中山間地域の最地の遊休地化が進み、今後 ・少子高齢化、過疎化により中山間地域の最地の遊休地化が進み、今後 ・少子高齢化、過速の増加が予想されている。 ・平成16年に発生ル・中越大電災により、住民の経済的負担が増加し、 耕作放棄さう人や悪難要を緩か入び廃棄する人が出ている。 ・養難業者は、また半鼻半角の形態で変族経営的な零機な経営体もあり、 衰退することは増加コニューディの前域を管理する。 ・地域の活性化の推進には、地域固有の産業の強化が不可欠であり、そのために経済的な負担を減じることが重要である。 効果 農地の転用が免除されることにより、 ・耕作放棄地の解消・防止 ・場地充廃による災害の防止 ・地域発特の養援保全 ・地域を持つ養援保全 ・地域を持つ養援保全 ・地域を持つ養援保全 ・地域を持つ養援保全 ・地域があり着援保全 ・地震により経済的にダメージを受けた養健業参入者の経済的負担の経 減 等の効果が期待されるとともに、地域コミュニティの活性化が図られる。	С	農地を養鯉池として整備する行為は農地を最地以外のものにする行為に当たることから、農地法に基づ(農地転用の許可を得ることが必要である。 なお、特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖性脱しいては、他法令の許認のが得られる等事業実施の健実性及び被害の時間の活動られる場合には、原則として転用が許可である便食農地(第1種農地)であっても例外的に転用が許可されることから、提案の趣旨を実現できる。	RAD HOLD MAN HOLD M	回答によれば「特別の立地 条件を必要とする水像動植 物の養殖施設については、 (8) 怪良農地であっても別 (8) 怪良農地であっても別 のは、個別では、のは は、のは は、のは は、のは は、のは は、のは は、のは は が は が が が が は が が が が が が が が が が が	С	展用地区域内の無地については、「農業振興地域の整備に関する法律」第17条において、市町村が定める農業振興地域を輸計画の急用地料用計画に指定された場合がの用途に対かの用途に発われないようには、大はならないとされており、具体的には農業用施度地域では、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが	団の農地を農用区域 から除外せずに点在 する養鯉池を恒久転 用することはできない か。右提案者意見も踏 は、	外を行うにあたり、一団の農用地を 部分的に除外することは周辺農地の 保全・管理上適当でないが、すでに	° –	農用地区域は、市町村が今後おおむね10年 以上にわたり無変上の利用を確保すべき土地して設定するものであり、この区域内の土地を 対象として、電車の鍵をな発のから心を必要な 施策を計画的かつ集中的に行うこととしている。 このようなこから、農井地区域内の農地でしては、市町村が定める農業振興地域を借計 面の農市地利計画に指定されて用途以外の 用途に供されないようにしなければならないとさ れているところである。 したがって、農用地区域内の農地を養鮮池と して恒久的に利用することは認められない		1 0 3 1 0 1 0 1	市 新潟県	農林水產省
100080	地域の活性化を図 るため、地域を限っ た大学獣医学部の 設置の許可		提案内容について、当省が所掌する規制はない。	示第45号「大学、短期大学、 高等専門学校等の設置の際 の入学定員の取り扱いに関 する基準」による獣医師の定	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機 能用機に、学校法人加計学園が、大学報医学部を設置し、者者の遺出に より厳しる老神・地方都市に著者を呼び、大学を核として前々の食品産 来や職業・動物制造企業等の立地を促進することで地域再生を果たした (援業理由) (境業理由) (技術となった。 (投業現由) (はません) (地球の大学などの大学などの大学などの大学などの大学などの大学などの大学などの大学など	E	提案内容について、当省が所案する規制はない。	右提案者意見を 対 対 おまえ再度回答 されたい。	提案に対し、「所掌する規制はない」という回答をいただいため、農林水産省から次部科学省に対して、民間期間を登録しているということはないのいかないのであれば、文部科学省が経過を経める判断をするとになっても、農林水産者としては何ら支薄がないものと世紀できる。		農林水産省は、「獣医師の需給に関する検討会報告書」など獣医師の需給の状況等を文制科学名に提供してきたとってある。獣医順学部・学科のプラ 定員については、文部科学省が、これらも踏まえながら、関係各方面と調整し、判断するものである。	右提案者意見を踏まえ 再度回答されたい。	文部科学者から「散医関係学師・ 学科の人学定員に係ら規制について、農林水産省を含む関係内、 面とも連携し、散医師確保の観のは 保等の報点も踏まえつつ、健重に 検討していくはの回答をいただい 表材水産省は、文部科学 名の検討にどのような形で参画 するのか。 代せて、本提案が認められた場 合の禁ぎがあれば、具体的に列 挙してお示しいただきたい。		農林水産省としては、所掌する規制はないが、文 動料学者の数計に対して、必要に応じて戦医師の 素給状況等の支持の規模等行っては、 また、本提案については、関係を方面との調整の うえ、文部科学者が判断するものである。		1 0 3 7 数 数 1 0	愛 愛媛県	文部科学省 農林水産省
100090	農家住宅取得に伴 う近接する農地取 得について権制 動制限の適用除外	法施行規則第3条 の4	展地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となるこが要件となっている。また、この知事が設定する別段の面積については平均経管規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となっている。	、して農家住宅に一体化してい る前庭草園の取得を可能して	[現状] 高齢化、後継者不足、効率性の低さから、農家空き家やそれに付随する 耕作販業地が増加しています。このような状況から、生活基盤、産業基盤 が植物でさなるだけでなく、環境保全や必要対策が出来ななっています。また、伝統的祭事、神社仏閣等の地域文化はもとより、農村的景観さ えたわれつるり、住民生活の機能は低下し、業界の消滅を入危惧されています。また、伝統的祭事、神社仏閣等の地域文化はもとより、農村的景観さ でします。一方、都市住民が農山村地域こおいて家庭裏園等を楽しむ 旧書春らしの一工なは高いもの、農地は上さる農地の取得をの制限(5 (2繁項間) ・	С	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規 模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効 率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導 することを目的に利可制を圧っている。 許可の節の要件のいつとして、股特後の農地面積を、原則として 503以上となることが要件で、限制を関本要件としているが、平均軽管 規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知 率の判断で、現力的に103まで105ドドイラとと専門をとしている。 103本海の農地の取得が「単って、下腹面積要件を走し、 切率な農地利用を指なことから、股のもことはできない。 効率な農地利用を指なことから、股のもことはできない。 本意に生じの関係する「地域とよっ地が、緊急機として利用され なる。仕事に関地は一般にして取引の対象となるは、場合は、 社交通念、足根地法との農地は、厳当しないものとして、農地法の権 利移動の規制の対象外である。			C				с —			1 0 4 2 0 1 0	佐賀県	要林水產省
100100	特定農地賞付けに 係る貸付けの期間 の上限の緩和		特定農地資付けに関する農地法等の特例に関す 法律に基づく特定農地の資付期間は、同法施行令3 2条において5年と規定されている。	農地法等の特例に関する法律」を根拠として設置されたする 保護國の貸付け期間の上限 第を現在の「5年を超えない期」 間」から「5年を超えな期間」 (例えば10年など)が可能と	都市住民が、レクリエーションその他の営利以外の目的で農作業を行う ことのできる市民農園であるが、「特定農地貸付けに関する農地法等の特 例に関する法律。を模型として設置された市民農園の貸付け期間は「5年 を超えない期間」とされている。 市民や農園利用者からも関心の高い小田原市の特産品である村総制政 どの巣機被制に関しては、収穫に長い時間のかかることから事実上不可 また、一般市民が自然と時れ合う手段としての家庭菜園や農業体験へ のニーズは増えることでもお、減ることはないと想定されるが、利用者が 安心してしる場か合う期限としての常庭菜園や農業体験へ のニーズは増えることでも知りまでは、利用者が なった。大学校の大学の大学校の大学校のとでいる。 であるとは表える。更に、貸し手側にとつても期間の延長が善しく不利益に なるとは考える。 で、「特定農地賃付付に関する農地法等の特別に関する法律施行 も、「第2条の規定を緩和し、賃付け期間を「5年を超える期間」(例えば10 年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提業する。	С	と対応しているだというと思いましていることに加えて新いかを 鉄が事実上原得権益化し、他の利用者の支煙となるおそれがある こと (2) 特定農地貸付けに関する廃地法等の特例に関する法律に 基づく物定農地の貸付けに、賃付期間終了後に貸付農地を原状 の賃付に、選当ることとされていることから、民法との管理行為、 すなわた規則の賃貸借に該当すると解され、その貸付期間は、民 法上、5年を超えないこととされていること。 を讃まえ、5年と定めている。 なお、賃付けによらず、利用者が最作業を行う方式(農園利用方 式)により継続的な利用が可能である。	長期間の資貨付け であっても、貸付付別能・返記している。 では、受けている。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	れ、開設者を限定しない特定農地貸付けに関する農地 法等の特例に関する法律」	С	①特定農地の貸付期間の上限については、特定農地の貸付期間の上限については、特定農地賃付けに関する農地送等の特例に関する法律能行令第2家に5年との規定があるが、これは市良農園間設備が開格と利用実施を受けず際の貸付期間をおり期間のことではない。 2.5年を超えて例えばい年の貸し付けを認めると、その10年の間の利用が固定され、市民農園の利用の登者が増加する中で、他の利用希望者の利用の本質を関係になることから、特定農地賃付までは、投付規間を5年以内としているものであり、貸付期間の上限の延長は適当でない。	いて利用者から長期賞付のニーズがある場合に限り、特例として同一利用者に5年を起えて(例えば10年なび)貸し付けることが間能となるよう貸付期間を延長する等の措置を		с —	製造作物にかかわらず、5年を超えて例えば10 年の第し付けを認めると、その10年の間の利 月が周辺され、市民豊國の料局を望着が増加 する中で、他の利用希望者が利用の支撑にな るこから、特定機能付送では、貸付期間を には、貸付期間を 年以内としているものであり、貸付期間の上限 の延長は適当でない。		1 0 5 3 0 1 0	市 神奈川県	農林水産省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 措置 の分 の内 類 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の「持 分類」の 内 見直し !	内容」の	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の「措置の 分類」の 内容」の 再見直 し	タウンウムこの下り分割再禁にサナス回答	プロジェクト名 管提 理案 番事 号項	是 程 提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
100110	港湾における貿別 関係行政機関の窓 ロの一東省の元化による 日の一東省の民貿易関係業務の信 業化、迅速化	法 ※T→キヌサ:+	港湾における輸入に関する検査業務としては、検 査の目的に応じて、最林水産省動物検疫所及び植 前防疫所による動植物検疫のほか、財務省投通 る通関、厚生労働省検疫所による食品検疫が、それ ぞれの法令に基づいて行われている。	省システムについて「府省共 通ボータル」化への取り組み がなされているが、貿易サー ビスの高度化のためには、野等 ・ 地における身地代(窓口や一元 化)を構築する必要がある。 のためには、貿易関係の現 検査業務等の窓口一元化が 可能となるよう各関係もの表	下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する 真物が集まる港湾である。 このような港湾となるにあたり、税関など貿易に関する業務を行う関係官 庁にも多大なに加力をいただき、下関港は、円滑な貿易の基盤となってき たがままるデステムを観りませる。 では、アインでは対象を観りに他、アインでは、アイ	С	港湾における輸入に関する検査業務については、法令に基づく それぞれの検査の目的を連成するため、必要な技術、知識、設備 等が大きく関立でもおり、れぞれの検査を受ける必要がある。 ただし、一つの輸入度物について、複数の官署による検査が必 要な場合には、受検者から愛望があれば受検者の窓向を聞いて 検査の時期を提整し、それぞれの検査を可能な限り同時に行える ようにする等。利用者の利便性向上に向けて改善に努めていると ころである。			С					с —		1 0 5 4 0 1	下颐市 L		財務省。原生労働省。最林水産省
100120	農地転用に係る市 街化の指標の基準 緩和の要望	・農地法号は第4条第2項第15号の4条第2項第15号の4条第2項第2013第1号規則 1条 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	メードル以内にZ以上の公共公益的施設施設が行う ること ・ 申請に係る農地から300メートル以内に次の施設 が存すること イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場 ロ インターチェンジ ・ ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	展地転用で3種農地の基準 に、市街化の指標として郵便 局がありますが、この程、節 放政管管化により、郵便局を市 街化の指標から削除すること 生なりました。郵便局を市街 指標・指定するか若しくは、 代替措置して義務教育を 技術・地域住民集会施設」の引 定を強く望むところです。	プはスキュー/オの心ドでおさ、地名の ら、各地域に非悪業者の移住による混住化など定住政策を進めることによ り、地域の活性化と繁末に結び付けようと考えています。現在各地域は、 小学校・地域に民業金能数・競使局・商店・工場などを残らして地域に おける自治活動を展開しており、市街化の指標から郵便局が無くなると町	С	市街地化は、鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁などを中心として形成されていくのが通常である。そのため、農地転用幹可制度においては、鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁市などを内所、区を所又は町村役場を市街地化を誇引する施設として位置代け、農地法施行通知においては、銀度の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般である。したが、アモング、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般では、東日本の一般の一般を表現している。	あります。 あります。 影響を及ぼすとは は、民営化以前 より設置されてついる郵供 ののあります。	民営化については、民営化については、民営化については、民営化については、民営化になっても国民の利用に何ら変わるものはないと聞いていた。鉄道やパスターミナルなど元々民間施設であって、土土生化は、質問は、大きない	c		従来、農地法施行通知においては、市街地化の指 是して、郵便局を都適所規下、市役所、区役所又 取計程場に関する施設と位置づけてきたが、郵便 最が原業化され、地域の行政機関の施設としての位 銀付けはできななったことから、都適時限行や成分 所、区役所又は即村投場に類する施設とすることは 適当でないことから例示から能かした。 仮に、郵便局を市街地化の指揮の例示として残す 素合に、同種の業務を営む事業者が設置する事業 新等との対象を欠くこととなり、適当でない。 なお、鉄道の駅については、民間の施設ではあるものの、住宅や商業施設を搭図する機能が強く、通 ・ 衛生や商業施設を搭図する機能が強く、通 ・ 衛生や商業施設を搭図する機能が強く、通 ・ 衛生や商業施設を搭図する機能が強く、通 ・ 衛生や商業を設とまることから、 市街地形成の相様となると見込まれることから、 市街地形成の相様となると置けけているところである。	右提案者意見を踏まえ 再度回答されたい。	郵政民営化と農地転用の市街は 指標は、あくまで別物であると主 提してきましたが、郵政民営化の 記い利用でありました。したし、3 家庭の施行では、資本健地における 策能の廃止、就廃合という地方 環にの廃止、就廃合という地方 関に対する考えも混住化社会の 健生を制約する考えも混住化社会の 提生を制約する考えも混住化会の を表する。 が表するで、数様いただきない。 を表することで、関係を関係 がある。 で、異体的な開係機関 等す。また、異体的な開係機関 等す。また、異体的な開係機関 が上で関で、展刊を比かに が上で関で、最初で限分が上でいたが、 まずのことのようにあるというであるというであるというであるというである。 まず、また、異体的な開係機関 かって表現いただくにともあるというである。 まず、また、またしくお願い申し、 するます。。	C	郵便局と同種の業務を営む事業者としては、 ・郵便配送業務と同種の業務を営む事業者と して宅配便事業者と して宅配便事業者として ・銀行業及び生命保険業の代理業務と同種の 業務を営む事業者として銀行、生命保険会社 等が上げられる。 これら郵便局と同種の業務を営む事業者が設 置する事業所等については、従来より運地転用 野可基準上市時世化の指揮に大砂でいない とこうであり、民営化以降において郵便局を市 街地化の指揮の例示とすることは適当でない。	1 0 5 5 0	東川町 :	北海道	夏林水座省
100130	生產調整外作付目 的の拡大	E1 4 0 60 Ab 65 7 7 7 0	途に供することを目的に、非食用として生産される米については、生産調整方針の運用に関する要領の表	調整外の米穀生産について、 現一定要件を満たしている場合	体耕田及び転作田にて米穀の作付を行い、当該原料を用いた国内座バイオエタノールの生産を目的とする。 現在、バイオエタノール研究を行む方に当たっても、生産調整外にあって には目的に合致する項目がなく、研究及び実証に向けた取組に支限をきる。 していることから、工業向け利用を前提とした実験生産を可能をきる。 これにより、①日本農業の復興②農業所得の向上③農地食順②治水機 時向上による形成労労策。国田エネルギー自参率の向上協の活かがある。 作付にあたっては他生産調整外作付と同様に、水福品種、生産予定数 基準、収穫後保管網下、エタール構設庁法などを明確した上で、地方 農政事務所への申請を行うこととするにより、生産調整方針に背く形とは ならない。	D	バイオ燃料の原料用等新たな需要が見込まれる用途に供する。 とを目的に、非変用として生産される米については、生産調整力を の運用に関する質の規定に基づき、生産調整上、主食用水稲 生産の外数として扱うことが可能である。	- 右提案者意見を 始まえ再度回答 されたい。	外数と出て扱う試験研究・ 信需要開発米11減級研究・ 大きではようか?理球、自然の項目で認識合う、 をではようか?理球、自然のでは、 等等で捉え方が異なたります。 大きないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないとすれた。 大きないないとなれた。 大きないないとなれた。 大きないないないとないない。 大きないないないないないない。 大きないないないない。 大きないないないない。 大きないのでは、 はいを、 はいを、 はいを、 はいを、 はいを、 はいを、 はいを、 はい	D	41 0 0 10 mm 124 mm 129 0 mm, 0 74 mm 129 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国内産バイオエタノールの生産を目的とした水箱 の生産を生産確定数量の外数とする場合は、現在の 主度調整方針の運用に関する要側において、 1) 試験研究を目的とする場合は、「試験研究米」 (2) 需要者との無元契約に基づき取り組む場合は、 需要削費米」 1 総当する。 2 しかしながら、現行要領では、手続きが取組こと 異なり模様である等の指摘があることから、見直し だれい、 に変とり換である等の指摘があることから、見直し だれい、 に変とり、 では、一定の手続きの下、バイオ燃料用米も さめ、「新規需要米」として生産確定数量の外数として が相の生産が行えるようにすることを検討してい。 5。このトロー、①で専用網の点については、現行の 再無についても、単で、イイが燃料の点については、現行の 有無についても、単で、イイが燃料の高については、現行の 有無についても、サイトである。 3 (2)については、上記の、イイが燃料の乗社して生産され ※次分としてのみ生産調整としてカウントできる。 イ なお。③については、上記の(1) 及び(2) が確 保できるのであれば問題ない。			D —		8	みやぎ未来 バイオ合同 7 会社	宫城県 」	農林水産省
100140	土地改良法第15条 の特例	z 土地改良法第15 条		特例を設け、土地改良区が行	前回提案の際、土地改良区の性格から収益的事業が認められないということだったが、再度提案するのは次のような理由からである。当市のような中山間地域においては兼業農家が多く又、担い手の高齢化も進行している。近年、日本の長村環境を切りを代数に急化している。近年、この打開策した「集落法人による水接的な農業経営を適じて農村環境の維持と質が収益を上げった。この集落法人設立には一定の資本金が必要となるとといれながら、この集落法人設立には一定の資本金が必要となるとといれながら、この集落法人設立に十定の資本金が必要となるとといれながら、この集落法人設立に十定の資本金が必要となるといいとなどから着年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から、集落法人設立に至るケースはありりくないの理要がの地質をは一般である。こうした中、土地改良区はこれまで土地改良事業を通して、地域内における人的つながりも識字で地域的課題はこれ時間では、地域内におけての歴史が、地域のとは、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大	С	土地改良区は、事業施行にあたって当該地域内で事業参加資格 を有する無業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道序県知 事の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意者も含 めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加 入制が採られている。 また、事業実施に必要な費用については、組合員への配理会に よることを前提としており、事業実施により増失が生じた場合にも 最終的には認定をとして組合員の負担となるものある。また、議 納者に対しては、強制徴収権も付ちされているところである。 このように土物改良区は、土地改良等ので特に基づ強い公共的性格・権能を持つ法人であることか。その業務範囲は、土地 改良事業を適かつつ安空的に実施する観点か、土地改良区の 権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する 事業に限定されている。 したがって、収益を件予懲最活動を土地改良区が実施すること は、土地改良区の性格上、認めることはできない。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		c					с —		1 0 6 4 4 0	三次市 【	広島県	良林水座省
	第5号及び農地法	頁農地法第3条第2 項第5項及び農地 4 法施行規則第3条 の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50g(知事が別に定かている場合はその面積)以上となることが要件となっている。またこの知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となっている。	を 新規就農時における農地取 、得下限面積要件の廃止	歴地法は、小規模農地の権利移動を制限し、効率的な農業経営のため 許可動を採っていることは理解している。 しか、三次市のように高齢化が進み、担い手不足が依然として解消されない中山間地域においては、都市から移住してきた新規設農者等の小規模な農家であっても、得まにおいて地域の出い手となり農地の保全につながる大切な人材であると考えており、そうした新規就農者が土地を取得 七つずくなるよう、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積度 仲の廃止を提案するものである。 また、特定機能質付法や市民悪國整備促進法等での賃借も考えられますが、賃借で比較の経家として管情を決めて定任をしてきた人たらの思い は汲み取れない。固定資産税や相接の問題等は後々も継続け、にいくの で、農地を取得するという形での就農を実現させていきたいと考える。	С	展地法は、展業の生産性が低く、展業で自立できないような小規模最地の権利移動等望ましばない権利移動を規制し、適立かつ効率が同じたと目的に許可制を採っている。 許可の際の受性のつとして、取得後の展地面積が、原則として 50a以上となることが要件(下限面積要件)としているが、平均経営 規模の小なが城や、担い手の不足しているが組まってでは、 知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることが可能となっている。 しかし、一定の地域の新規設備者に限って下限面積要件を廃止 し、10a未満の最地の取得が可能となるよう措置することは、常細 で非効率な最地利用を招くことから、認めることはできない。			С					С —		1 0 6 4 0 5 0	三次市 【	広島県	農林水産省

管理コード 要望	望事項(項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	措 具体的事業の実施内容・提案理由 刃	置 措置分 の内質 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見 分	措置の「措置の 類」の内容」の 見直し 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の 分類」の 内容」の 再見直 し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	管提 理案 番事 号項	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
の水産資 利用のた 可能量等	大平洋海域 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	保存及び管理に関	体の休用を177日は日談人民(双手)官理里に依る	するめいかを採縮する者が協 定を結ぶたあり、指定漁業 等は農林木度大臣が管轄し、 知事管理漁業とは知事が管轄し、 ないたいた。、するめいかの 漁獲が特に集中している青春 あのいか漁業者が協定を結 ふたかり、指定漁業等、却 等管理漁業に扱いてきるよう 公送第十三条第一項及び第 一項の規定を緩和してもらい たい では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	TAC魚種であるするめいかは、青森県の漁獲量の約19%。金額の約2449をしめる青森県最重要魚種の一つである。また、するめいかについて漁獲割当を受けている指定漁業等の内、大中型まき網では漁獲量の約839を、井舎底曳網漁業は約58%を青春県本平洋海域で漁獲しており、このことから、青森県海域は、するめいかの資源管理を行う上で非常に重要な海域であることが短期できる。そのため、青森県海域では、するめいか漁業者全体が指定漁業等、知事管理漁業を問わず一体とかて協定等を締結する等して資源管理を行うことかするめいか資源の有効利用につながる。しかし、法事十三条第一項及び第二項では、協定の設定の管轄について漁法により区別は、批准漁業等は農林水産大臣が、知事管理漁業は都直解原知事が管轄する規定となっているため、するめいか漁業者全体が一つにまとまった協定を締結することは提しい。そのため、法第十三条第一項及び第二項の漁法による区別を一つにまとす。公認定は、農林水産大臣が、知事管理漁業は都とめ、設定を得付ることができる規定に採和することを提案する。設定は、農林水産大臣に扱いまないまた。	Ξ	するめいかについては、現在、同法施行令により、法13条の適用が除外されている。 なお、ご提案の内容については、海洋水産資源開発促送法第13条に基づき、資産管理協定一定の海維における海洋水産資源の利用の合理化を図るための当該海域における海洋水産資源の自主的な管理に関する協定)を締結し、行政庁の認定を受けることにより実現可能である。	踏まえ再度回答	適用除外は、法の附則にある適用の特例を元にした法語行令にした法語行令にした法語行令による適用的特例を開除されるものと思量が表しため、提供では、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	を で で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	司法施行令による適用除外は、現時点では解除は 思定されておらず、将来の解除の見過しも明らかで ないことから、将来の対応の考え方を示すことは困難 である。 なお、今回のご意見において対象の協定は資薬管 事業は、基づく協定を想定しているをのよのとからない。 当切の提案理由においては、「衰薬の有数利用」が 是要の効果として記載されており海洋水産資源開発 及憲法に基づく資源管理協定が適当と考えたもので ある。			с —		1 0 6 7 0 1 0	青森県	農林水産省
100170 株式会社 農地の原	士等による 秀入、所有	應地法 酸地法施行令	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則と して農業生産法人に限られている。	リース方式に限定した株式会 社等の農業参入への規制を 改めて、株式会社等が農地を 議入、所有できる構造改革特 区をつくる	すでに実施されているリース方式の参入の導入においては、多くの反対にも関わらず特区での成功と全国規模での規制緩和という順序をたどり、株式会社等の農業参入が実現した。しかし、リース方式では安定的な経営にとっての以入をしまず。は特区において株式会社の農地の購入、所有を可能にする。それで、成功すれば、全国での農地関や人と展開することが出来る。廃棄物処理のような農業以外の目的で土地を使用したものに関して、それを排除することを可能にする再規制を行う。	С	農地の所有権については、賃借と異なり、一旦移転すると元に 原すことが難しく、農業生産法人以外の一般の株式会社に農地所 希を認めることは、 ・農地の対機的取得 ・農業からの撤退しよる広範囲での農地の常廃 ・廃業物処理のような農業以外の目的での土地使用 等についての趣念があることから、適当でないと考えている。 なお、事後的な監視として、農地の利用状況を指除すの際のチェックする 休朝を整備することは、現在の最時の権利を関の際のチェック と比べて、多大なコストとそれに伴う国民の負担増が生じること等 から困難であると考えている。	右提案者意見を 踏まえ再度回答	現在の日本の農業の構造 的課題は一般にある。 ただ担い手間にある。 ただ担い手間に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	c に	農地については、法人の場合、農業生産法人がその権利を取得できる仕組みが基本となっている。これは、地域の農業従事者が主体となっている。これは、地域の農業従事者が主体となっている。と、主に農業を行うこ4年の要がある。事後的な監視コストの試算はないが、まずは農地の権利取得的方よのが重要であると考えている。農業生産法人以外の法人については、リース方式と各資付けが可能となっているが、所有権については、賃借と異なり、一旦移転すると元に戻すことが復して、提案を認めることは困難である。	右提案者変見を踏ま 再度回答されたい。	リース方式に導入により、農業を 担い手として、農家や農業生産・ に限定さず、株式会社などにも、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C —	所有権については、貸借と異なり、一旦移転すると元に戻すことが難しいこと等から、提案を認めることは困難である。なお、現在で最後の賃貸借は20年まで可能となっているが、今後、担い手の選択肢を拡大する観点から更に長期間の賃貸付が可能となるような措置について検討することとしており、これにより長期的安定的農業参入の促進が可能と考えている。	1 0 7 8 0 0 1 0	神奈川県	農林水産省
よっちょっこ ネリック語	を発品 (ジェ 農薬) の登 申請要件	農薬取締法 第2 条	であろうと、農薬取締法第2条において農林水産大目の登録を受ける必要がある。 したかって、後発品農薬についても、登録申請に当たって、審査に必要となる事項についての試験成績等の提出が必要となる。 なお、後発品農薬については、「平成12年11月22日付け12展産第3147号農林水産省農産園医売長	に農林水度大臣の登録を受けた農業(以下・先発品)という。の特許期間の満了後に 製造・販売される、先発品と言う。の特許期間の満了後に 製造・販売される、先発品と言う。 東書、寿性及び採留性が 同等である展来(以下)を終 品とにりる。ここいても、先発 品と同様の記録を製造者と は輸入者にて行い、その成精 そを配数した書類は1数を構造者 を提出する必要がある。 七本を、後発品については一大発品については一大発品については、 発品に関係の記録を関連者 (試験成構書のの記録事項) (試験成構書のの記録事項)	現在、我が国における農薬の登録については、先発品の特許期間の満了後に製造・販売される、先発品と素効、薬害、毒性及び残留性が何等である後発品についても、先発品と素効、薬害、毒性及び残留性が何等である後発品についても、先発品と同様の試験を製造者又は輸入者にて行い、その成績を記載した書類を提出するを変かある。このため、後発品の開発費用及び開発期間についても、先発品における取組と同様に、農業についても、医療費抑制を目的とした医薬品における取組と同様に、農業についても、医療費抑制を目的とした医薬品における取組と同様に、農業についても、食料供給コスト結滅という現点から、後発品については先発発したの同等性を証明することによってその登録を可能とすることにより、後発品に同時発見の文間を発表している。との同等性を証明することによってその登録を可能とすることにより、後発品に関係を整えるくきである。また、後発品市場を狙った新規参入企業の増いにより経済の活性にに寄うすることに続き組みを狙った新規参入企業の増いにより経済の発生になる農業の場合としている申請を担いた。新たな農薬の開発には、およそい年の歳月と教と信仰にのぼる経費を必要すると言われているが、後年品に小かる単昇を組みたまれている。と発品に小かる申請要件の規密相符を認った。と、日本により、農薬の製造コストの大幅な削減及び発素の製造・歴光見等の促促止よる農業販売機合物のは素が制持される。これにより、農産物の生産コスト(生産資材費)が経滅され、生産者及び消費を助けるが増大する。また、国内農生物の国際的な価格検索力が、強にされ、国内外における国内農産物の需要拡大にも寄与するものと考えられる。	0	農薬の登録に当たって、農薬取締法に基づく審査は、国民の健 療保護、生活環境の保全のために最低限必要なものであり、規制 を緩和すれば、国民の健康や生活環境に影影響を与えるおそれ があることか。現行以上の試験疾精密の記録事項の極和を行う とは適当ではない後券品書家については、「平成12年11月24 日付け12無を第147号最大火者省農産国馬民通知によ り、試験疾精率の記載事項の一部が緩和されている。)。 なお、農薬は、農家のみなジャー般家庭においても広く使わる 本お、農薬は、農家のみなジャー般家庭においても広く使わる も、医薬品は、医師等の専門家による服薬指導等を通じて使用 されるものであり、安全性に保る要件額和について単純に比較す もことは適当ではない。	右提案者意見を 踏まえ再度回答 されたい。	現行の後免農業基品に係る一 類別の機能を 動物が 動物が 動物が の2点が の2点が の2点が の3んが の3	申に名 犬を落しる ご犬ブミオ 保	① 試験成績の代替制度は、既に登録が行われている農薬等の供給を受けて製品を製造するための登録 財政の際に、登録申請において提出されている試験成績 代替して使用可能としているがあったのである。 試験成績代替者の提出に係る同意は、既に登録 が行われている無業等と同一の農業等であることを 確認するためのものであり、代き者の担比に係る同 意が行ければ同一の農業等であることが監明できな ことから、当該規定を緩和することは、安全性確保 の製造する製剤の有効成分は同じであっても、製造 方法・智道条件の選いにより、有効成分以外の会 会性者に悪影響を及ぼす可能性のある不純物の含 生命に悪影響を及ぼす可能性のある不純物の含 でのため、後発品の安全性を確保するために最 類板必要な試験成績を求める必要があり、試験成績 更条件緩和は不適当である。	右提案者意見を踏ま、 再度回答されたい。	責者が試験成績書の記載事項の一部が緩和されているというところの1後発品展集上とは、当方が 開建としているというとは いまからでは、当方が 同難としていると理解されるが、これについても当該緩和措置の指 に該当しないと理解されるが、これについても当該緩和措置の指 では、目前等性」の証明をともって代え も、計措置を求めるものである。 また、ジェネリック展集は、免発 展集と不規律の多有量が収入する であるよったが、不規律の とのである。 であると示したが、不規律の を有量についても同等、以下であ ること証明をは、試験規模の要件。 であると示されば、就検理が の要件が緩和されるものと理解 は、これでは、別添補足費料の とおりである。	C —	(1) 「平成12年11月24日付け12農産第814 7号農林火産・傷産屋製品長品加」において は、現に農業登録を受けて15年9年上経過した 農薬を「後発品農業」として上記通知第5(2)に おいて試験政協の要件緩和の対象としていると ころである。 2) 上記通知第5(1)の試験成績の代替制度 は、既に登録が行われている農薬等の供給を 受けて製品を設きするための登録申詰の際に、 登録検査を迅速かつ円滑に行うための制度で ある。 試験成績代替書の提出に係る同意は、既に 登録が行われている農薬等のに終を を対するためであると考えていることから、当時期 提出に係る同意は、既に 登録が行われている農薬等に同一の農薬等で あるとを確認するためものであり、代替者の 財難に係る同意に対っる無常であることをは 製造が行われてしる農薬としている。 は数に続くいると考えていることから、当該規 ごを緩和することは、安全性値保のは、単に不練物 の意有量の多事だけで判断できず、不純物の 種類和される要件以外の試験資格を求めている。 ころであり、不練物の含有量が「先発品展実」と 同等以下であることのをもつて、試験成績の 要件緩和を行うことは不適当である。	1 0 8 (株) 三并物 5 度戰略研究 0 1 0		農林水産省
る大臣と 議の廃止 許可基準	目許可に係 の事前協 上及び大臣 美 (4ha超) に引き上げ	晨地法第4条、 第5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を 農地以外のものにする場合又は農地を 度・移転を行場合には、都道府県知事の)が の要。 また、都道府県知事が2 h a 超4 h a 以下の 農地転用を対すしようとする場合は、あらかじ め農林水産大臣に協議。	Pha起4ha以下の最地転用の際の国への事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げ	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一 的な許る更基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断 をする可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断 でも支障はないと考える。	6	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と 服業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効 利用を図る最終的度の模字に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良患地の確保は国の資本 であり、優良患地が含まれる可能がお高い大規模な農地転用に ついては、国が、地域の実情だけでな(開発行為と困難をおいて、 全間的な視野に立つて客観的かの総合的に判断する必要がある と考えている。また、総合規制改革会議の第3次答申やまちづくり三法改正の 際の国金での議論等、近年、優良農地を確保するため農地の転 所規制を強化すべき皆の指摘が各界から出されているところであ る。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方について は、引き結ぎ傾重に検討する必要があると考えている。 なお、4ha位別を地転用許可利割に当たっては、都道府県の 意見を踏まえて判断しているところである。	右提案者意見を 踏まえ再度回答	思地転用の許可事務は、全 国紙一の許可事格によっ で法令化、運用されており、 原の自治事務として無格な 取扱い、運用とできると考え 、優全量地対策は、国上 同様に限しる要素等ので行いた。 の対象では、日本 である。 の対象では、日本 である。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	の主章 包括作業では3 犬のちのみ フム に	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料 の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優 規集性を確保し、その有効利用を図る機制制度の根 作にかかわるものである。 国限への食力の安定供給のための優良農地の確 保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が 乳は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が 乳は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が 乳は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が 乳は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が 乳は関いては、国が、地の 清だけでなく開発行為と距離をおいて、全国的な材 あいな開発行為と距離をおいて、全国的な形 あいない、日本の場合では、 本部が展析に選用されていない原因の一つとして、規制 が厳格に運用されていない原因の一つとして、規制 の差別が基本会議第3次答申において、私用規制 が厳格に運用されていない原因の一つとして、規制 のを用が始方放に要わられているためとの指摘を 受けているところであり、また、まちづく以三法改正等 わる意見が提示されたところである。 このようなことを設まえ、農地展別の在り 方については、引き様き慎重に検討する必要がある 考えている。 なお、大臣許可権関に係る面積は、水管理を適正 これ、規模を想定して4ha超としているところである。 これ、規模を想定して4ha超としているところである。	右提案者意見を踏ま 再度回答されたい。	展地転用の許可事務は、全国総一的な許可基準によって注令化 運用されており、対象面積にかかりらず、限の目標を発して表現 からず、限の目標を表して表現 からず、限の目標を表して表現 も、後の重要を表現であり、運用はで多えと考え も、後の重要を表現であり、これでは、 に乗も重要手項であり、直接の に乗も重要手項であり、直接の であり、に乗りをあることについてす 、であった。要かの動力を含して対なで で持つ構造があることについてす 、できましてある。なが、4m は打算が、単端ではないと考えるが、4m は打算が、単端ではないと考えるが、4m は可様のを選集しないと考えるが、4m は可様のと表現でありた。 を記載していて、国が「一つい」と変 形質等について、国が「一つ領重的な事業等等について、国が「一つ領重的な事業をある。」	C	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する 食料の安定供給と無業の多面的機能を維持するため後見集砂を確保し、その有効利用を図る 思地制度の根幹に関わるものである。 思地制度の根幹に関わるものである。 思地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供物のでかの係色無地 の確保は国の表所であり、優良悪地が含まれる 可能性が高い大理報な悪地転用については、 国が、地域の実情だけでなく開発行為と正題を おいて、全国的な提野に立ってる表的から総合 的に判断する必要があると考えている。なお、4 トル超の魔地転用許可の判断に当たっては、都 超解県の悪鬼を開発する中間に当たっては、都 近常県の恵果地転用許可の判断に当たっては、都 が表した。 との機能を受けているととろである。 から、機能の運用が地方行数に受わられているが との機能を受けているところであり、また、ま ちづくり三族と呼の回会業間において、転用 規制が販売に関係を変すの高を見が指示された。 との対象とである。 このようなことを踏まえ、農地転用様で割する必 変があると考えている。 なお、大臣許なに、引き続き慎重に終討する必 変があると考えている。 なお、大臣計なに、引き続き慎重に終討する必 変があると考えている。 なお、大臣計なに、引き続き慎重に終討する必 変があると考えている。 では、大臣が保証を関係となどの 施設に関係を関係となどの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適や用排水路などの 適正に行い得ら区面で最適としているところである。	1 0 9 3 1 1 0	兵庫県	農林水産省
入会権の 100200 手続の間	簡略化	入会林野等に係近関係の近関係の近関係の近関サる近東等記条 (1947年)、1947年 (1947年) (備計画の合意及び入会林野に権利を有する者	が戦後外国に渡り不明の場合や死亡により相続人が不明の場合等には、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できる	市内には、明治時代に80名以上で登記された共有林野が数多く存在する。登記を実施しようとした場合、入会権利相続人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事際に多大な労力と時間を要し、現実的に登記ができない状態となっている。 また、「入会権消滅の相続確認事際に多大な労力と時間を要し、現実的に登また、「入会権消費に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき林野整備を実施する場合において取り組みを要能したもの、長い期間と多額の費用を要し計画を耐念した経緯もある。こちに、これらに幾当する事故は100を担えており、道路の最や森林環境登機などの公共事業による土地の取得などに支険をきたしている状況である。つないよりまた。大き、は一般の場合を持ち、現在人会林野を管理している人会権者の合意をもって言報掲載で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする、以後、人会林野を管理している人会権者の含意をもって言報掲載で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする、以往を機能制度が思想の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。	3	入会権や入会林野に権利を有する者のうち、行方不明者の取扱 いは、集落の慣習により異なる(民法室263条、第204条) 集落から転出しても、入会権や関係権制を大力ないという慣習 がある場合には、行方不明者といえども、その者から登儀計画の ら悪や権利数度の同意を受けなければ、当権権利官がする一 万施な財産権の侵害に当たり、憲法に超称するおそれがある。 一方、集落から砥出した者は入金権や関係権争を大きいシ間 習がある場合には、行方不明者についての合意や権利数象の同 記は不要である場合にな、行方不明者についてるを心権利数象の同 なお、行方不明者については、家庭裁判所に対する不在者の財 度処分の申立等の手続きにより、共有林野に係る権利関係を明 確化することは可能である	右提案者意見を 数末え再度回答	回答で、地域において権利 涓滅の慣習がある場合、行 方不明事業の同志は不要。さ に家庭難列の可定は不要。さ に家庭難列の明確化は一致。 を は事故を必要ない。 は一致。 は一式。 なん。 は一致。 は一致。 は一致。 は一致。 は一致。 は一致。 は一致。 は一な は一な。 は一な は一な は一な は一な は一な は一な は一な は一な	イソ書か しもちのの 1 巻 夕津でも 豊に	前回の回答のとおり、入会権者は民法の規定により その集落の慣習に従い決定されるものであり、その 人会権者全員の合意を得た上で、近代化法に基づく 手続が進められ、及会林野の整備が行われることとなる。 集落から転出しても、入会権や関係権利を失わな いという慣習がある場合には、行方不明者といえだ と、での者かと襲計画の合意であるけれがある。 同学書に当たり、憲法に抵助する一方的な財産権 の優害に当たり、憲法に抵助する一方的な財産権 の優害に当たり、金融は一般であるような取扱いにより、登記 との名義人及びその相続権者に対して、権利の確定 と行うことは困難である。 一方、集落から転出した際に入会権や関係権利を 長うという慣習が存する場合に入会権を関係権利を 長うという慣習が存する場合に入会権を関係権利を とうという慣習が存する場合に入会権を関係権利 をよとは日難である。 に当かにより、会地現地における立て着状の設 連・告示により、登記との名義人及びその相続権者 で割している。 で割している。 で割している。 で割している。 で割している。 に対して、人会地現地における立て着状の設 連・告示により、登記との名義人及びその相続権者 て対して、入会地現地における立て着状の設 連・告示により、登記との名義人及びその相続権者 て対して、入会地現地にあると考える。	右提案者意見を踏ま 再度回答されたい。	再検討の要請に対する回答では、集落から転出しても、入会権 や関係権利を失わないという習がある場合に、行方不明者とい ども、その者からの同意等がある場合に、行方不明者とい ども、その者からの同意を得る名は、反弦の時効がに に単に、登場計画部名義人及び快機権者から同意を得る人と、権 お脳いたい。なな、当該人会姓 の固定資産が、現在の入会が、現在の人会が表 が決定であり、現在の人会を者の関係と対したい。なな、当該人会社 の固定資産が、現在の人会とも、使 関係が大きなっているともに、使用に関する対象と対なでなっているともに、 使用に関する関係したがなっている状況を勘案していただきた い。	C C C C C C C C C C	行方不明常といえども、その者から整備計画 の合意や権利放棄の同意を受けなければ、当 該権利着に対する一方的な財産権の侵害に当 たり、憲法に指除するもそれがあるため、今の 研集にあるような股税いてより、登記上の名 報人及びその指験権者に対して、権利の確定 行うことは困難である。 なお、迅速な解決のためには、不在村者の財 定ち、迅速な解決のためには、不在村者の財産管理制度や基本月 意されている選択肢の活用も検討されたい。	1 0 9 7 0 0 1 0	福島県	法務省 歷林水産省